

調理師養成施設指導ガイドラインについて 新旧対照表

令和3年3月25日付け健発第0325号第7号厚生労働省健康局長通知

改正後	改正前
調理師養成施設指導ガイドラインについて	調理師養成施設指導ガイドラインについて
<p><u>調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第1号に規定する調理師養成施設の指定、指導等の運用については、「調理師養成施設指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日付け健発0331第57号厚生労働省健康局長通知）により通知しているところである。</u></p> <p><u>今般、より適切な運用に資するよう、解釈を明確にすべき事項等について、調理師養成施設指導ガイドラインを別紙のとおり改正し、令和3年4月1日から適用することとしたので、調理師養成施設の指定、指導等については、改正後の調理師養成施設指導ガイドラインを踏まえて行うとともに、改正内容につき貴管下調理師養成施設及び関係各位に周知徹底された</u> <u>い。</u></p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添える。</p>	<p><u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成27年政令第128号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第55号）が平成27年3月31日付けで公布され、平成27年4月1日から施行されることとなった。</u></p> <p><u>については、貴管下における調理師養成施設の指定及び指導等に関しては、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）のほか、別紙「調理師養成施設指導ガイドライン」を参考として指導に当たられたい。</u></p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添える。</p> <p><u>この通知をもって、「調理師養成施設指導要領」（平成26年2月21日付け健発0221第3号厚生労働省健康局長通知）は、廃止する。</u></p>

改正後	改正前
<p>別紙 調理師養成施設指導ガイドライン</p> <p>第1 省略</p> <p>第2 指定申請に関する事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 (1) 設立者の履歴書（法人又は団体にあつては、定款、寄附行為、<u>条例等のいずれか</u>）</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p> <p>(6) 実習を承諾する旨の<u>営業者等</u>の承諾書</p> <p>(7) 省略</p> <p>第3 設立者に関する事項</p> <p>1 設立者は、国又は地方公共団体が設立者である場合のほか、原則として学校法人（私立学校法<u>（昭和24年法律第270号）</u>第64条第4項の規定により設立された法人を含む。）であること。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>2</u> 設立者が変更（死亡又は交代、法人又は団体にあつては解散）した場合には、養成施設は廃止されることとなるので、養成施設の長又はその他事務の責任者は、速やかにその旨（廃止の旨、廃止の理由、廃止年月日及び在学中の生徒の処置）を記載した届出書を、当該養成施設</p>	<p>別紙 調理師養成施設指導ガイドライン</p> <p>第1 省略</p> <p>第2 指定申請に関する事項</p> <p>1 省略</p> <p>2 (1) 設立者の履歴書（法人又は団体にあつては、定款、寄附行為、<u>条例等</u>）</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p> <p>(6) 実習を承諾する旨の<u>営業者</u>の承諾書</p> <p>(7) 省略</p> <p>第3 設立者に関する事項</p> <p>1 設立者は、国又は地方公共団体が設立者である場合のほか、原則として学校法人（私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人を含む。）であること。</p> <p><u>2</u> 設立者の住所又は氏名（法人又は団体にあつては、<u>主たる事務所の所在地又は名称</u>）に変更があつた場合には、<u>施行規則第9条の規定により、速やかにその旨を記載した届出書を、当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。</u></p> <p><u>3</u> 設立者が変更（死亡又は交代、法人又は団体にあつては解散）した場合には、養成施設は廃止されることとなるので、養成施設の長又はその他事務の責任者は、速やかにその旨（廃止の旨、廃止の理由、廃止年月日及び在学中の生徒の処置）を記載した届出書を、当該養成施設</p>

改正後	改正前
<p>設の所在地の都道府県知事に提出すること。</p> <p><u>3</u> 前項の場合にあっては、設立者（法人又は団体を除く。）を変更した日の属する年度の翌年度末までは、設立者を代行する者によって、当該養成施設の運営ができること。</p> <p><u>4</u> 設立者は、当該養成施設について学校教育法第 124 条の規定による専修学校又は同法第 134 条の規定による各種学校の認可を受けたときは、その旨を記載した届出書に認可書の写し及び学則を添えて、当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと</p> <p>第 4 省略</p> <p>第 5 教員に関する事項</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 1 教員の 1 週間当たり授業時間数は、<u>授業の準備等に要する時間も考慮した上で労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働基準関係法令を遵守する範囲で設定すること。</u></p> <p>4～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(1) 外国の大学において当該教育内容に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上の教育研究又は実地指導歴を有する者</p> <p>(2) <u>文部科学省組織令（平成 12 年政令 251 号）第 75 条の規定に基づき文部科学省に置かれた大学設置・学校法人審議会において、当該教育内容を担当する教授、准教授、講師又は助教として適当と認められた者</u></p> <p>(3) 専門調理師又は管理栄養士の免許を受けた後、2 年以上その担当</p>	<p>設の所在地の都道府県知事に提出すること。</p> <p><u>4</u> 前項の場合にあっては、設立者（法人又は団体を除く。）を変更した日の属する年度の翌年度末までは、設立者を代行する者によって、当該養成施設の運営ができること。</p> <p><u>5</u> 設立者は、当該養成施設について学校教育法第 124 条の規定による専修学校又は同法第 134 条の規定による各種学校の認可を受けたときは、その旨を記載した届出書に認可書の写し及び学則を添えて、当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p>第 4 省略</p> <p>第 5 教員に関する事項</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 1 教員の 1 週間当たり授業時間数は、<u>原則として 18 時間以内とする</u>こと。</p> <p>4～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(1) 外国の大学において当該教育内容に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上の教育研究又は実地指導歴を有する者</p> <p>(2) 大学設置審議会において当該教育内容を担当する教授、准教授、<u>講師若しくは助教として適当と認められた者</u></p> <p>(3) 専門調理師又は管理栄養士の免許を受けた後、2 年以上その担当</p>

改正後	改正前
<p>する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有する者</p> <p>7 省略</p> <p>8 調理実習及び総合調理実習を担当する助手の資格は、調理師であつて、調理師免許取得後2年以上調理の業務若しくは調理実習について教育研究又は実地指導の経験を有する者及びこれと同等以上と認められる者とする。</p> <p>なお、次の各号のすべてに該当する者は「これと同等以上の能力があると認められる者」であること。</p> <p>(1) 学校教育法第125条第3項の規定に基づく専修学校の専門課程であつて修業年限が2年以上である養成施設を卒業した者であつて、調理師の免許を受けたもの</p> <p>(2) 施行規則第18条に規定する技術考査に合格した者</p> <p>9 高等学校が養成施設である場合における教員の資格は、施行規則第6条第5号又は第6号による資格を有するほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく高等学校教員の免許状を有していなければならないこと。ただし、臨時に授業の一部を教授又は実習を担当する教員については、教育職員免許法に基づく高等学校教員の免許状を有しない者を充てることができる。</p> <p>10 臨時に授業を担当する教員及び飲食店等で実習を実施する場合の実習指導を担当する者についても、その担当する授業が法令に基づく正規のものである場合には、施行規則及びこの指導要領に定める資格が具備されていなければならないこと。</p>	<p>する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの</p> <p>7 省略</p> <p>8 調理実習及び総合調理実習を担当する助手の資格は、調理師であつて、調理師免許取得後2年以上調理の業務又は調理実習について教育研究若しくは実地指導の経験を有する者及びこれと同等以上と認められる者とする。</p> <p>なお、次の各号のすべてに該当する者は「これと同等以上の能力があると認められる者」であること。</p> <p>(1) 学校教育法第125条第3項の規定に基づく専修学校において、専門課程であつて修業年限が2年以上である養成施設を卒業した者であつて、調理師の免許を受けたもの。</p> <p>(2) 施行規則第18条に規定する技術考査に合格した者。</p> <p>9 高等学校が養成施設である場合における教員の資格は、施行規則第6条第5号又は第6号による資格を有するほか、教職員免許法に基づく高等学校教員免許を有していなければならないこと。ただし、臨時に授業の一部を教授又は実習を担当する教員については、教職員免許法に基づく高等学校教員免許を有しない者を充てることができる。</p> <p>10 臨時に授業を担当する教員及び飲食店等で実習を実施する場合の実習生を担当する者についても、その担当する授業が法令に基づく正規のものである場合には、施行規則及びこの指導要領に定める資格が具備されていなければならないこと。</p>

改正後	改正前
<p>第6 生徒に関する事項</p> <p>1～10 省略</p> <p>11 調理師免許の申請のため、卒業後に生徒から施行規則第1条第2項第1号に規定する書類の発行を求められたときは、速やかに、次に掲げる書類を発行すること。</p> <p><u>ただし、調理師免許申請先の都道府県において、電子申請の受付が可能である場合は、書面によらず当該都道府県が指定する様式等により発行することができること。</u></p> <p>(1) 卒業証明書</p> <p>(2) 履修証明書</p> <p>12～13 省略</p> <p>第7 授業に関する事項</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 養成施設以外の施設において校外実習を行う場合は、別途通知する内容によるものであること。</p> <p>5 授業時間数は、単位数に読み換えても差し支えないものとするが、その場合、30時間を1単位とすること。なお、高等学校及び専修学校であって、学校教育法施行規則<u>(昭和22年文部省令第11号)</u>第150条第3号の規定に基づいて文部科学大臣が指定した高等課程(以下「専修学校であって、文部科学大臣が指定した高等課程」という。)が養成施設となっている場合の単位数は、1単位時間を50分とし、</p>	<p>第6 生徒に関する事項</p> <p>1～10 省略</p> <p>11 調理師免許の申請のため、卒業後に生徒から施行規則第1条第2項第1号に規定する書類の発行を求められたときは、速やかに、次に掲げる書類を発行すること。</p> <p>(1) 卒業証明書</p> <p>(2) 履修証明書</p> <p>12～13 省略</p> <p>第7 授業に関する事項</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 養成施設以外の施設において校外実習を行う場合は、別途通知する内容によるものであること。</p> <p><u>なお、校外実習を実施しない養成施設については従来どおり校内実習で差し支えないこと。</u></p> <p>5 授業時間数は、単位数に読み換えても差し支えないものとするが、その場合、30時間を1単位とすること。なお、高等学校及び専修学校であって、学校教育法施行規則第150条第3号の規定に基づいて文部科学大臣が指定した高等課程(以下「専修学校であって、文部科学大臣が指定した高等課程」という。)が養成施設となっている場合の単位数は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とし</p>

改正後	改正前
<p>35 単位時間の授業を1単位として計算し別表3に掲げる単位数以上とすること。</p> <p>6～9 省略</p> <p>第8 施設及び設備に関する事項</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 施設及び設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令に抵触しないものであること。</p> <p>4～17 省略</p> <p>18 調理実習又は総合調理実習を行うのに、適当な飲食店等を実習施設として利用できること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第9</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 教科課程の変更承認申請書には、<u>第3項(1)から(9)までの事項</u>を記載するとともに、(12)の書類を添えなければならないこと。</p> <p>第10 変更の届出に関する事項</p> <p>1 養成施設において次の事項に変更があったときは、<u>施行規則第9条第2項の規定により、速やかに、変更の内容を記載した届出書を、当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。</u></p> <p>(1) 養成施設の名称、所在地</p>	<p>て計算し別表3に掲げる単位数以上とすること。</p> <p>6～9 省略</p> <p>第8 施設及び設備に関する事項</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 施設及び設備は、建築基準法、消防法その他の法令に抵触しないものであること。</p> <p>4～17 省略</p> <p>18 <u>養成施設以外の施設</u>で調理実習又は総合調理実習を行うのに、適当な飲食店等を実習施設として利用できること。</p> <p>19 <u>教室等の増設及び用途の変更を行おうとするときは、規則第9条第2項の規定による届出書類を、遅くとも変更する2か月前までに当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。</u></p> <p>第9</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 教科課程の変更承認申請書には、<u>前項(1)から(9)までの事項</u>を記載するとともに、(12)の書類を添えなければならないこと。</p> <p>第10 変更の届出に関する事項</p> <p>1 養成施設において次の事項に変更があったときは、速やかに、変更の内容を記載した届出書を、当該養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。</p> <p>(1) 養成施設の名称、所在地</p>

改正後	改正前
<p>(2) 設立者の住所又は氏名（法人又は団体にあつては、名称又は主たる事務所の所在地）</p> <p>2 養成施設において、施設の各室の用途、構造若しくは面積について、変更を行おうとするときは、変更しようとする2か月前までに変更の内容を記載した届出書を、当該養成施設所在地の都道府県知事に提出すること。</p> <p>3 <u>養成施設の校舎を建て替える際の仮校舎や、新校舎の所在地等に変更がある場合は、変更の内容を記載した届出書を当該養成施設所在地の都道府県知事に提出すること。</u></p> <p><u>なお、建替え後の施設が適当ではないと判明した場合は、是正する必要があるため、建替え等を予定している場合は、当該施設所在地の都道府県の担当部署に事前相談を行うことが望ましいこと。また、施設の各室の用途、構造、面積等が変更となることを考慮し、変更の届出ではなく、現施設の廃止及び新規施設の指定としても差し支えないこと。</u></p> <p>第11～13 省略</p> <p>第14 その他の事項</p> <p>1 次の各号に掲げる書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合には当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を備え、かつ、保存してなければならないこと。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>養成施設の所在地の都道府県知事は指導等を行うために必要であ</u></p>	<p>(2) 設立者の住所又は氏名（法人又は団体にあつては、名称又は主たる事務所の所在地）</p> <p>2 養成施設において、施設の各室の用途、構造若しくは面積について、変更を行おうとするときは、変更しようとする2か月前までに変更の内容を記載した届出書を、当該養成施設所在地の都道府県知事に提出<u>しなければならない</u>こと。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第11～13 省略</p> <p>第14 その他の事項</p> <p>1 次の各号に掲げる書類が<u>備えられ</u>、かつ、保存<u>されてい</u>なければならないこと。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ると認めるときは、当該養成施設に対し第1項各号に掲げる書類の閲覧を求めることができること。</u></p> <p><u>4 必要な職員が置かれていること。</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>5 申請等の手続は、電子メール等のオンライン申請としても差し支え無いが、申請前後に電話等の手段により所在地の都道府県の担当部署と調整すること。なお、申請方法にかかわらず、提出する申請書等への押印は不要とすること。</u></p> <p>別表1～3 省略</p>	<p><u>3 必要な職員が置かれていること。</u></p> <p><u>4 養成施設の全面立て替えの際の仮校舎については、施設の各室の用途、構造若しくは面積の変更となるので、その際にはあらかじめ、変更の内容を記載した届出書を、当該養成施設所在地の都道府県知事に提出すること。なお、新校舎が完成した場合には新たな指定を行うよう手続をとること。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>別表1～3 省略</p>